

健生食監発0731第4号
感 企発0731第1号
令和8年7月31日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局
食品監視安全課長
健康・生活衛生局感染症対策部
企画・検疫課長
(公印省略)

令和8年熊本地震に関する救援物資の取扱いについて

検疫所における輸入食品等の届出の取扱いについては、平成16年11月19日付け食安発第1119002号「輸入食品監視指導業務基準（最終改正：令和7年10月9日付け健生発1009第4号）」にて実施しているところですが、標記貨物については、現状に鑑み、当分の間、下記のとおり取り扱うこととしましたので、御了知の上、協力方よろしくお願いします。

記

1. 災害対策本部等において救援物資に該当する貨物であることが確認された食品等については、食品衛生法第27条に係る届出を要しないものとする。なお、荷受人、荷送人、品名、数重量等の情報については、事前に入手すること。
2. 貨物の特性から検査が必要と判断された場合には、食品監視安全課輸入食品安全対策室宛て協議願いたい。